

伊佐市農業委員会 12 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 3 月 27 日 (火) 午前 9 時 00 分から 9 時 58 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (28 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	11 番委員	1 番推進委員	13 番推進委員
2 番委員	13 番委員	2 番推進委員	14 番推進委員
3 番委員		3 番推進委員	15 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	16 番推進委員
5 番委員		5 番推進委員	17 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	18 番推進委員
9 番委員		7 番推進委員	19 番推進委員
10 番委員		8 番推進委員	
		11 番推進委員	
		12 番推進委員	

4. 欠席委員 (4 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 10 番委員 11 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 3 号 農業振興整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 5 号「非農地証明願」について
議案第 6 号「別段の面積（下限面積）」の決定について
議案第 7 号「職員の任免」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
先日、市職員の異動内示がありまして農業委員会も該当者があり、追加議案で職員の任免について協議してもらうこととなりますので、よろしくお願ひします。

本日は8番農業委員、14番農業委員が欠席で、出席人数は11人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。

本日の議事録署名委員を、指名いたします。

10番農業委員と11番農業委員に、お願ひいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願ひいたします。

事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料1ページから8ページになります。

農業経営基盤強化促進法による利用権解約が33件、田52筆、畑4筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願ひいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決

定、所有権移転についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

番号1番の譲渡人は、鹿児島市真砂本町6番11号に居住される I Rさんです。

土地の所在地は、伊佐市大口字宇都2277番3外2筆で、地目は畑、地積は合計4,420㎡です。

場所におきましては、旧農協大口東支所より北東約900mに位置し、現況は良く管理された畑で、売買価格は総額80万円であります。

譲受人は、伊佐市大口青木2284番地に居住されている KTさん50歳で、経営面積は田15,153㎡、畑5,415㎡、計20,568㎡及び、生産牛8頭を飼養している認定農家であります。

続きまして、「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定、貸借についてご説明いたします。

24ページをお開きください。

期間は1年から15年で、面積は田165,233㎡、畑18,205㎡、計183,438㎡です。

利用権を設定する者の数73名、設定を受ける者の数39名、土地の明細につきましては、10ページ整理番号1番から23ページ整理番号77番のとおりです。

以上、報告を終わります。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議 長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。</p>
7 番 農 業 委 員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る3月23日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。</p> <p>申請人 OSさんは、伊佐市大口平出水1960番地に居住され、自治会は折小野で、年齢は37歳です。</p> <p>渡し人 OKさんは、熊本県玉名郡長州町大字永塩974番地に居住され、市外住民で、年齢は70歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字鋤先1679番62外9筆、地目は牧場、地積は合計70,196㎡の所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は今回の申請で下限面積をクリアしたことになります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について、10番農業委員の報告を求めます。</p>

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る3月22日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 YTさんは、伊佐市菱刈前目2790番地48に居住され、自治会は共進で、年齢は75歳です。

渡し人 YSさんは、伊佐市菱刈前目3014番地に居住され、自治会は共進で、年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字宮之尻3142番1で、地目は田、地積は1,665㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は5,146㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約800mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 OHさんは、伊佐市大口里487番地1に居住され、自治会

は西本町で、年齢は89歳です。

渡し人 TMさんは、伊佐市大口上町12番地10に居住され、自治会は西本町で、年齢は74歳です。

申請地は、伊佐市大口里字罐子田387番、地目は田、地積は1,425㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は4,783㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約500mで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号4番・5番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号4番・5番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾1723番地2に居住され、自治会は鉱業所で、年齢は80歳です。

整理番号4番の渡し人 KKさんは、伊佐市大口山野3942番地264に居住され、自治会は石井で、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字管牟田1883番3外2筆で、地目は田、合計地積は2,190㎡と、字管牟田1897番、地目は畑、地積898㎡で4筆の地積合計は3,088㎡で、所有権移転売買です。

通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地であります。

整理番号5番の渡し人 YSさんは、奈良県奈良市神殿町220番地の71に居住されています。

申請地は、伊佐市大口牛尾字梅ヶ丸522番3、地目は田、地積は935㎡で、所有権移転売買です。

通作距離は約2.5kmで、現況は良く管理された農地であります。

受人の経営面積は212,446㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は3名で、経営意欲はあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番・5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番・5番については、許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る3月23日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 ADさんは、伊佐市菱刈川北2761番地1に居住され、自

治会は築地で、年齢は36歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈川北2821番地1に居住され、自治会は築地で、年齢は63歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池田4135番2、地目は田、地積726㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は33,768㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約600mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号6番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数6件について、6件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定

農業委員 についてのうち、整理番号1番について、去る3月23日、申請人の株式会社N役員のM氏立ち合いのもと、8番推進委員、私13番農業委員の2名で共同調査を行いましたので、13番農業委員が報告いたします。

申請人は、鹿児島市新栄町33番3号にある株式会社N代表取締役AHさんであります。

申請地は、伊佐市大口大田字木崎原2036番10、地目は畑、地積は293㎡であります。

所在地は、高熊温泉から北西へ約50m位に位置し、現況は畑であります。周囲の状況は東西南北全て畑で、除外後は太陽光発電施設にしようとして計画されています。

この申請は、具体的な転用計画があり、周囲は全て農地ですが、農用地区域外周部のため、除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響等ないものと思われま

す。以上のような理由により、除外は妥当であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書、地籍図、平面図等が提出されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(除外)申出」の意見決定について、申請件数1件について、意見決定1件が決定いたしました。

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る3月23日、申請人の代理人で行政書士 TRさん立会いのもと、4番農業委員、6番推進委員、5番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので、私5番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口大田2332番地258に居住されているMYさんで、自治会は木崎です。申請地の側で造園業を営んでいます。

譲渡人は、東京都町田市成瀬4971番地4に居住されているKGさんです。

本申請は使用貸借権設定で、転用目的は造園業用の資材置場として利用となっています。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島2411番外2筆で、地目は田、地積合計は1,400㎡で、農地区分は第1種農地となっております。

所在地は大口高校から北へ約800mに位置し、南側は畑、東側は宅地、北側は道路、西側は道路を挟んで宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

必要な添付書類は全て揃っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。 よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
1 1 番 農 業 委 員		<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る3月23日、申請人のADさん立会いのもと、10番農業委員、12番推進委員、11番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私11番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は、伊佐市菱刈川北2761番地1に居住されているADさんで、自治会は築地で、年齢は36歳です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈川北2816番地1に居住されているSKさんで、自治会は築地で、年齢は75歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、転用目的は資材置場となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2804番3、地目は田、地積は204㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっております。</p> <p>所在地は、菱刈中学校より南へ700m位に位置し、南側は川内川の堤防、北側は道路、西側は倉庫、東側は堤防であります。</p> <p>現況は、既に盛土をしてあり、始末書が添付してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、資金証明書、始末書等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わりますが、北側は県道、南側が川内川の堤防となっておりますが、境界についてはそれぞれ、管理者との協議書が必要ではないかと思えます。県道との境界による壁をするとの計画がありますが、そのよう壁をするためには、県道の法面があるので、今、現在その法面まで盛土をしてあるので、県との協議も必要になって来るのではないかと思案しているところです。</p>
議	長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「はい」という声、多数あり。)</p>

1 7 番 推進委員	本人が、県道との境界に不審な所があれば、国土交通省等に聞く必要があるのではないのでしょうか。
事務局	協議の中味についてですが、境界に関しては5条の許可の条件で、国と協議をするという許可条件を付することができるので、それで許可するのか。保留にして頂いて、再度その境界がはっきりしてから、申請していただくかどちらかになるかと思います。以上です。
議長	事務局の回答は以上のようなことです。
1 7 番 推進委員	農業委員としては、田んぼを資材置場にするかが問題であって、面積は関係ないのでは。
1 2 番 推進委員	私も立会いしましたが、毎日その道路を通っていますが、ある日突然盛土をしたみたいなかたちで、問題になっているのは、県道よりも高く盛土をしてあるので、大雨の時その雨水が県道に流れ込んでくるのではと思いますが、被害防除計画書にはそうなったときには責任を取ると書いてあります。あまりのも狭くてそこが価値があるというのもあります。長年田植えもしてなくて耕作はここ5～6年放棄してあります。 本人がその泥をのかして、県道よりも低くすれば問題がないのと、建設省と国土交通省とのことがあるので、私はその現場で一時保留にした方がいいのではないかと提案しました。
8 番 推進委員	この件については、はっきりしてからが良いのではないかと思います。4、5年たってから問題になるよりも今回は保留にした方がいいと思います。
議長	他にありませんか。
5 番 農業委員	資材置場にするということで申請しているわけですから、道路よりも低いと言うのは、無理があるのでないかなあとと思います。道路よりも高くしないと、資材置場としての価値がないのではないのでしょうか。
1 2 番 推進委員	田植え箱を置く位で、田としてはすごく狭く利用価値も少ない土地で、田植え箱とかトラクターを置く位しか出来ないと思います。問題になるのは3名で現地確認しましたが、盛土をしすぎて県道にこぼれるのが問題だと思います。

- 議長 他にご意見ありませんか。
- 1 1 番 道路まで埋めてよう壁を積むわけですから、道路の法があるので、その法をさけるようよう壁を積むには道路管理者の専用許可を取ってからでないとおかしいのではと考えますので、そのような報告をしました。
- 1 7 番 本人は何と言っているんですか。本人に話をされたんですか。
- 1 1 番 1年前に新規就農者で、東京から伊佐市に来られていて良く分かっていないみたいです。そこら辺を良く理解していないんですね。道路の境界に影響無くよう壁を積むのなら問題はないかと思います。そうした場合に相当金額が上がるのではないのでしょうか。20～30m位あるので。そういうことをされるのか。道路管理者と協議して、専用許可を取ってよう壁を積めば経費もそんなにかからないのではないのでしょうか。
- 1 7 番 本人に話をされたんですか。本人がそうしますと言うならばそれでいいではないですか。
- 議長 他にご意見ありませんか。
- 1 8 番 被害防除計画の中に何か問題があった場合は、ちゃんと処置しますと約束されたいるならば、それでいいのではないですか。
- 議長 他にご意見ありませんか。
- 1 5 番 調査員の方がもう1回道路関係者と立ち合って協議してほうがいいのではと判断をされたので、保留にしてもう1回協議してもらおうという方が。
- 議長 他にご意見ありませんか。
- 5 番 Aさんは、新規就農者で基本的なことが分かっていないのであれば、保留にしたほうがいいのではと思います。
- 1 1 番 申請が出た時点で調査に行かれてすでに盛土をされていたので、始末書を書かされたのですが、その辺の指導はどのような考え方があったんですか。

事務局 転用に関しては、境界は農地法上は基本関係ないです。他法例の中で、道路占用許可を取ると言うのもないです。例えば、筆境未定地を転用する場合、何筆かが一緒になってまとまっていますので、その1筆に許可を出す場合は、旧地番で何処が境界か分からないけれども農地法上は許可を出します。なので、基本的に18番推進委員さんがおっしゃいましたが、被害防除計画というのがありまして、被害防除計画に関しては、何か問題が生じた場合、隣接の所有者に迷惑をかけないように改善を行うと言うのがあります。

境界に関しては、基本的に境界が分からないのであれば、転用をするということは、基本は測量をして転用をする形になるので、また、農業委員さんに関しては、境界の立ち合いの中には入れないので、現地調査の中で境界が分からないというのであれば、保留にするか、条件を付して許可を出すか。と言うことかと事務局としては考えます。

1 1 番 農業委員 境界は掘れば分かるんですよ。土留めをしてあるから。

事務局 農業委員さんたちがされる現地調査が、総会での承認項目になるので、事務局は承認の権限がないので、現地調査で納得のいくように調査してもらうこととなりますので、時間を設定してありますが、時間を押しても、保留になる可能性がある。不許可になる可能性がある。許可になる可能性がある。というのは、その場で、こういうことで報告しますが、保留になりかもしれませんよ。ということを促さないといけないというのが、農業委員さんの立場になりますので、事務局が出来ます、出来ませんということとは言えないです。

境界に関しては事務局からは何も言えないので、始末書を提出して下さいと指導しました。

1 1 番 農業委員 事務局が現地を確認した際、県道との境によう壁をしないといけないのかなあと、判断はされなかったんですか。

事務局 そうなると、全転用に関してそのようなことをしないといけなくなります。道路の境界の確定というのは、農業委員会では関与できません。

1 2 番 推進委員 被害防除計画が提出されているので、あくまでも本人が責任を取るということを確認しましたので、後は農業委員さん方の判断になるかと思えます。よろしくお願いします。

議長 他にご意見ありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 それでは大体意見も出たようですが、保留にするのか、許可をするのか、条件付きなのか、がでてくるかと思います。

保留にするなら、保留にした理由を付けて本人に連絡しなければなりません。条件付きだったら、こう言う条件で許可になりました。被害防除計画書が出ているので、そのまま許可するのか。この3つの方法があります。

2番農業委員 後々、問題も出来きそうな気もしますが、農業委員会としては条件付き許可と言うことでいいかと思います。後は本人さんと相手との問題だと私は思います。

議長 今、2番農業委員から条件付き許可ではと意見が出たわけですが、もし問題が出た場合は本人に対応してもうということで、通知するという事で許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数あり。)

議長 それでは、整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(多数挙手)

議長 賛成多数。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る3月23日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、1番農業委員、7番推進委員、7番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私7番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、阿久根市折口2467番地に居住されている EKさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口下殿 8 4 8 番地 1 下殿団地 1 - 2 2 に居住されている YM さんで、自治会は駅前で、年齢は 5 5 歳であります。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は通路として使用となっております。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字樋掛 8 8 5 番 4 で、地目は畑、地積は 2 6 1 m² であります。農地区分は第 2 種農地その他の農地となっております。

所在地は、伊佐市文化会館から西へ約 7 0 0 m に位置しており、東側は田、北側は宅地、南側は道路、西側は畑であり、周辺に与える影響はないものと思われま。

申請地は先月の総会議案にありました、太陽光発電施設の隣接地になります。太陽光発電施設に出入りするための通路がないということで、譲渡人の通路の 4 分の 1 を譲受人に贈与し、お互いが通路として利用するものであります。この通路ですが、譲渡人の父親所有のころから通路として利用されており、太陽光発電施設の売買を行ったところ、畑であることが分かった。ということで始末書が添付されています。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状、始末書等が添付されています。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7 番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号 3 番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号 3 番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号 4 番について、9 番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
農 業 委 員 のうち、整理番号4番について、去る3月23日、申請人の代理人 T
行政書士立会いのもと、17番推進委員、9番農業委員の2名で共同調
査を行いましたので、私9番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口里236番地3に居住されている YTさんで、
自治会は里町であります。

譲渡人は、伊佐市大口里3221番地に居住されている KSさんで、
自治会は戸切であります。

本申請は所有権移転贈与で、転用目的は車庫兼倉庫となっております。

申請地は、伊佐市大口里字小塚之下234番3で、地目は畑、地積は
229㎡であります。農地区分は第3種農地となっております。

所在地は、轟公園から北へ約220mに位置しており、南側は畑、東
側も畑、北側は宅地、西側は畑であり、周辺に与える影響はないもの
と思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、全部事項証明書、事業
計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約
書、委任状、始末書等が添付されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切で
あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願ひ
いたしまして、私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定につい
て、申請件数4件については、4件が処分決定いたしました。

議案第5号

- 議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。
- 3番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、
去る3月23日、申請人のKSさん立会いのもと、2番推進委員、1
8番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番
農業委員が報告いたします。
申請人KSさんは、伊佐市大口川岩瀬767番地2に居住されてい
ます。
申請地の所在地は、伊佐市大口川岩瀬字足牟田923番1で、地目は
畑、地積は606㎡です。
所在地は道路標識の川岩瀬入口から北側に700mに位置し、北側が
畑、東側は山林、西側が道路、南側は田です。
周囲の状況は周りが全て建物となっています。非農地となった時期及
び理由は、昭和55年頃、KさんMさんの親同士が農地を交換して、現
在地に家をMさんが建てたということです。
調査の結果、3名の調査委員の意見において、農地性は喪失しており、
農地への復旧は困難であると判断いたしました。
添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が
添付されています。
委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終
わります。
- 議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員
の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員挙手。

よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第5号「非農地証明願」は、1件の申請のうち1件の非農地証明が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」農地法第3条第2項第5号の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「別段の面積（下限面積）」の決定についてですが、平成21年の農業法改正により、農業委員会が農林水産省令に定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として定めることができる。とあります。

これにつきましては毎年協議をして頂いていますが、伊佐市の経緯から言いますと3年前までが50aと言う形で下限面積を定めていました。平成27年の4月20日より、下限面積を30aに定めさせて頂いていますが、②の特例農地については、昨年10月の総会で協議していただいて、空家バンクに付随する農地については1㎡と、伊佐市の場合には市内全域通常下限が30aということで定めていますが、これについては毎年総会の中で協議をして頂いて、公示をしないといけないとなっていますので、30年の4月1日以降が30aでいいかどうか協議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 只今、事務局の説明がありましたとおり、当市は下限面積は30aになっているわけですが、これを変更するか否かを委員の皆さんにお聞きしたいと思います。

意見のある委員の方はよろしくお願ひします。ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 現行のまま、30aでよいという委員の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手。
議案第6号農業委員会が定める「別段の面積（下限面積）」改正農地法第3条第2項第5号の決定については、伊佐市農業委員会は定める下限面積は30aとすることに致します。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第7号「職員の任免」について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「職員の任免」についてご説明いたします。
平成30年4月1日付け人事異動につきまして、3月23日伊佐市市職員の異動内示の発表がありました。
これに伴いまして、農業委員会等に関する法律第26条第3号の規定により、職員は農業委員会が任免することとなっておりますが、農業委員会事務局も次の職員が異動となっております。
条例等の関係で、異動発表後の任免となることをご了承願います。
それでは発表いたします。
まず、転出につきまして、T農地振興係事務主査が社会教育課へ異動です。
続きましてについて、農地振興係に新規採用職員のONさんが転入職員になります。以上でございます。

議長 只今、事務局の方から説明がありました。委員の皆さんご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第7号事務局の説明のとおり、任免することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 全員挙手。
議案第7号「職員の任免」については承認されました。

事務局 承認ありがとうございました。本来ならば、2名の方よりあいさつを

頂く予定でありましたが、Tさんにつきましては、4月7日まで療養休暇が出ており、また、Oさんにつきましては新規採用職員ということで、4月2日に辞令交付があることから、本日は欠席しております。以上でございます。

議長 事務局からありましたように、本来ならあいさつを求めたいところではありますが、所事情により本日のあいさつはございません。
次回の総会の時に新任職員のあいさつをもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 その他、事務局をお願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。3月の月例報告をします。
去る6日、3月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。27日、本日ですが第12回農業委員会の総会です。
4月の行事予定ですが、10日に4月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。24日が現地調査です。27日が平成30年度第1回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(全員なし)

事務局 これで、平成29年度第12回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時58分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 1 0 番

伊佐市農業委員 1 1 番